住宅用家屋証明書

	(イ)第 41 条	
	特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外	
	— (a) 新築されたもの	
	└─(b) 建築後使用されたことのないもの	
	— 特定認定長期優良住宅	
租税特別措置法施行令	— (c) 新築されたもの	
	└─(d) 建築後使用されたことのないもの	
	——認定低炭素住宅 	
	— (e) 新築されたもの	
	└─(f) 建築後使用されたことのないもの	
	(ロ)第 42 条第 1 項(建築後使用されたことのあるもの)	
	— (a) 第 42 条 2 の 2 に規定する特定の増改築等がさ	
	れた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの	

の規定に基づき、下記の家屋 年 月 日 (ハ) 新築 が (二) 取得

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請	者	の	住	所	
申請	者	の	氏	名	
家屋	E 0	所	在	地	
取得の原因 (移転登記の場合)		場合)			

坂税証第 号 令和 年 月 日

坂城町長 山村 弘